

令和3年11月22日

八尾市就労定着支援事業所管理者各位

八尾市健康福祉部
障がい福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における
就労定着支援「支援レポート」の警告からエラー移行の取扱いについて(通知)

平素は、本市障がい者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題につきまして、就労定着支援事業については令和3年度の報酬算定にあたって「支援レポート」の作成が必要となる等の見直しが行われました。

つきましては下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認のうえ対応くださいますようお願いいたします。

なお下記1～3については、すでにご承知かと存じますが、改めてお知らせいたします。また下記4については、要件を満たさない場合、令和3年12月提供分よりエラー移行となり、返戻対象となりますのでご注意ください。

記

1. 就労定着支援サービス費の報酬算定について

就労定着支援サービス費の報酬算定にあたって、令和3年3月以前の支給要件は「利用者との対面による月1回(以上)の支援」としていましたが、実際の支援内容は多岐にわたり個別性が高いものであること等を踏まえ、令和3年4月以降、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することが要件となりました。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、報酬算定告示及び留意事項通知等をご確認ください。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について(厚生労働省ホームページ)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.htm)

<基本報酬算定要件>

[報酬改定前]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[報酬改定後]

利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

2. 定着支援連携促進加算について

就労定着支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」が見直され、支援期間を通して評価する新たな加算として「定着支援連携促進加算」が新設されました。

就労定着支援事業所が、地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、1月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算します。

ただし、ケース会議を企画する際には、決して加算の取得を目的とした形式的な会議にならないよう、ケース会議の目的や内容、実施するタイミングを十分に検討する必要があります。また、就労定着支援計画に係るケース会議のためサービス管理責任者は必ず参加し、ケース会議の結果を踏まえて就労定着支援計画の作成や見直し等を行い、利用者に対してその内容を説明する必要がありますのでご注意ください。

3. 就労定着支援計画について

就労定着支援においては、就労定着支援計画(就労定着支援に係る個別支援計画)の作成を行うこととなりますが、サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行ってください。

4. 就労定着支援の基本報酬の申請要件について

令和3年11月現在、「支援レポート共有日(年月日)」の記載がない場合、国保連警告となっています。令和3年12月提供分よりエラー移行となり、返戻対象となります。基本報酬を算定する場合、実績記録表の「支援レポート共有日(年月日)」の設定を行ってください。

八尾市健康福祉部障が福祉課
障がい福祉係 サービス班
〒581-0003
八尾市本町一丁目1番1号
電話 072-924-3838 (直通)

【参考】厚生労働省事務連絡

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 > (抜粋)

(基本報酬の支給要件について)

問10 利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供することとあるが、報告書(支援レポート)を提供する範囲についてはどのように考えれば良いか。

(答)

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主の他、当該利用者の就労定着のための支援に関わる就労支援機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、地方自治体が設置する就労支援機関等)、相談支援事業所等の相談支援に関わる支援機関等が想定される。なお、利用者が事業主等に対して 障害を開示していない場合等で、利用者が希望しない場合は当該利用者が事業主等に対して支援レポートを開示しないこととして差し支えない。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算①)

問12 ケース会議の記録の作成や提出は必要か。

(答)

ケース会議等の参加者、会議の実施結果を個別の支援記録に記載し、都道府県等から求めがあった場合は、速やかに提出できるようにしておけば、ケース会議の記録の作成や提出は不要である。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算②)

問13 ケース会議には必ず本人が出席しなければならないのか。

(答)

必ずしも本人の出席は必要ではないが、利用者の個別支援計画に関するケース会議であるため、本人が出席していない場合には、会議の結果、個別支援計画の作成や見直しがどのようになされたかは必ず本人に伝達すること。

(支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算③)

問14 1回のケース会議の時間数や、対象となる利用者数に制限はあるか。

(答)

特段の制限は設けないが、短時間の間に多数の利用者のケースを扱っている場合などは、会議記録等により、適切 にケース会議が実施されているかを確認すること。